

様式 2

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

所管課かい名 <u>スポーツ振興課</u>		No. 10
許 認 可 等 の 内 容	学校等グラウンド夜間照明施設の利用の目的の変更の許可	
根拠法令等及び条項	静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例第 10 条	
行政庁	静岡市長	
法令の定め	静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成 15 年静岡市条例第 126 号） （利用の目的の変更等の禁止） 第 10 条 利用者は、利用の目的を市長の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。	
審査基準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 理由：個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ず、法令の定めた内容以上に具体的基準を設けることができないため。
	設 定 年 月 日	平成 年 月 日設定（令和 年 月 日最終設定）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 10 日（休日を含む。）
	設 定 年 月 日	平成 15 年 4 月 1 日設定（令和 年 月 日最終設定）